

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成28年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成28年度風間浦村一般会計当初予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,507 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 275,171 千円

（単位：千円）

事業名		平成28年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	76,711	56,580			1,801	18,330
	高齢者福祉事業	32,607			2,673	2,678	27,256
	児童福祉事業	71,761	15,852		1,876	4,834	49,199
	母子福祉事業	6,236	1,122			457	4,657
	小計	187,315	73,554		4,549	9,770	99,442
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	38,247				3,421	34,826
	国民健康保険事業特別会計繰出金	26,183	15,716			936	9,531
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,333	7,000			209	2,124
	小計	73,763	22,716	0		4,566	46,481
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,006				448	4,558
	健康増進対策事業	9,087	1,007			723	7,357
	小計	14,093	1,007			1,171	11,915
合計		275,171	97,277	0	4,549	15,507	157,838